

○大野城太宰府環境施設組合管理施設整備基金取扱規則

平成30年3月9日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城太宰府環境施設組合管理施設整備基金条例(平成14年条例第3号)第7条の規定により大野城太宰府環境施設組合管理施設整備基金(以下「基金」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の対象となる整備)

第2条 条例第6条に規定する施設の整備は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の新築、改築、改修、解体及び点検
- (2) 災害等その他緊急やむを得ない理由による施設の復旧に係る整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が必要と認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。